

登録販売者試験の出題範囲の改正(令和5年4月)に伴う
主な変更箇所

〔令和4年版 全国登録販売者試験過去問正解
手引き(令和4年3月)対応〕

問題番号	改正の影響						
北海道・東北	<p>問97</p> <p>濫用等のおそれのある医薬品が、以下のように改められた。</p> <p>○濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">従前</th> <th style="width: 50%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・エフェドリン ・コデイン(鎮咳去痰薬に限る) ・ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る) ・プロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る) </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・エフェドリン ・コデイン ・ジヒドロコデイン ・プロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>このように、コデイン、ジヒドロコデイン、メチルエフェドリンに付されていた制限が撤廃されたが、問97自体はそのまま成立する。</p>	従前	改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・エフェドリン ・コデイン(鎮咳去痰薬に限る) ・ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る) ・プロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・エフェドリン ・コデイン ・ジヒドロコデイン ・プロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン 	
従前	改正後						
<ul style="list-style-type: none"> ・エフェドリン ・コデイン(鎮咳去痰薬に限る) ・ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る) ・プロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る) 	→						
<ul style="list-style-type: none"> ・エフェドリン ・コデイン ・ジヒドロコデイン ・プロモバレリル尿素 ・プソイドエフェドリン ・メチルエフェドリン 							
北関東・甲信越	<p>問19</p> <p>2のコデインについては「鎮咳去痰薬に限る」という制限が、4のメチルエフェドリンについては「鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る」という制限が、5のジヒドロコデインについては「鎮咳去痰薬に限る」という制限が撤廃され、適切でない選択肢が「2」「3」「4」「5」になるため、問19は成立しない。本紙の「北海道・東北の問97」を参照のこと</p>						
南関東	<p>問56d</p> <p>※解説文において、所要の文言を変更(本紙P3)</p>						
北陸・東海	<p>問97</p> <p>bのコデインについては「鎮咳去痰薬に限る」という制限が撤廃されたため、正しいものは「c」のみとなるため、問97は成立しない。本紙の「北海道・東北の問97」を参照のこと</p>						
関西広域連合・福井	<p>問94d</p> <p>※解説文において、所要の文言を変更(本紙P3)</p>						
	<p>問96</p> <p>問96自体はそのまま成立するが、本紙の「北海道・東北の問97」を参照のこと</p>						

中国・四国	問54 d	※解説文において、所要の文言を変更(本紙 P3)
	問56	a のジヒドロコデインについては「鎮咳去痰薬に限る」という制限が撤廃され、正しいものは「b」のみとなるため、問56は成立しない。本紙の「北海道・東北の問97」を参照のこと
九州・沖縄・三重	問113 3	<p>店舗管理者の資格要件は、以下のように改められた。</p> <p>○以下の登録販売者でなければ、第二类医薬品又は第三類医薬品を販売等する店舗の店舗管理者になることができない。</p> <p>①過去5年間のうち、従事期間が通算して2年以上の登録販売者</p> <p>②過去5年間のうち、従事期間が通算して1年以上であり、かつ、継続的研修と追加的研修を修了している登録販売者</p> <p>※「継続的研修」とは、毎年度受講する必要がある研修のこと</p> <p>※「追加的研修」とは、店舗又は区域の管理及び法令遵守に関する追加的な研修のこと</p> <p>③従事期間が通算して1年以上であり、かつ、店舗管理者又は区域管理者として業務に従事した経験のある登録販売者</p> <p>○「従事期間」とは、以下の期間をいう。</p> <p>① 薬局、店舗販売業又は配置販売業において、<u>一般従事者として、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間</u></p> <p>②登録販売者として、業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む)に従事した期間</p> <p>このように、問113自体はそのまま成立する。</p>

北海道・東北

問97 正答：5

濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤である。

- エフェドリン
- コデイン
- ジヒドロコデイン
- プロモバレリル尿素
- プソイドエフェドリン
- メチルエフェドリン

北関東・甲信越

問19 問題として成立しない

南関東

問56 正答：3

d 「店舗に勤務する者の氏名及び薬剤師名簿登録番号又は販売従事登録番号」ではなく、『店舗に勤務する薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者もしくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務』

※「第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者」とは、研修中の登録販売者以外の登録販売者をいう。いわゆる一人前の登録販売者のこと

※「同項本文に規定する登録販売者」とは、研修中の登録販売者をいう。

北陸・東海

問97 問題として成立しない

関西広域連合・福井

問94 正答：1

d 「薬剤師の薬剤師名簿の登録番号及び登録販売者の登録販売者名簿の登録番号」ではなく、『薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者もしくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務』

※「第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者」とは、研修中の登録販売者以外の登録販売者をいう。いわゆる一人前の登録販売者のこと

※「同項本文に規定する登録販売者」とは、研修中の登録販売者をいう。

問96 正答：3

濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤である。

- エフェドリン
- コデイン
- ジヒドロコデイン
- プロモバレリル尿素
- プソイドエフェドリン
- メチルエフェドリン

中国・四国

問54 正答：4

d 「薬剤師の薬剤師免許証又は登録販売者の販売従事登録証」ではなく、『薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者もしくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務』

※「第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者」とは、研修中の登録販売者以外の登録販売者をいう。いわゆる一人前の登録販売者のこと

※「同項本文に規定する登録販売者」とは、研修中の登録販売者をいう。

問56 問題として成立しない

九州・沖縄・三重

問113 正答：4

3 以下の登録販売者でなければ、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売等する店舗の店舗管理者になることができない。

- ①過去5年間のうち、従事期間が通算して2年以上の登録販売者
- ②過去5年間のうち、従事期間が通算して1年以上であり、かつ、継続的研修と追加的研修を修了している登録販売者
- ③従事期間が通算して1年以上であり、かつ、店舗管理者又は区域管理者として業務に従事した経験のある登録販売者

○「従事期間」とは、以下の期間をいう。

- ・薬局、店舗販売業又は配置販売業において、一般従事者として、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
- ・登録販売者として、業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む)に従事した期間